

企画提案仕様書

1 事業名

令和2年度「沖縄県産豚肉消費活性化事業」

2 委託期間

契約締結の日から令和3年3月19日(金)まで

3 事業の目的、成果目標、実施期間

(1) 目的

沖縄県産の銘柄豚について、マーケティング調査に基づく販売戦略・ブランド戦略の構築、県外の販路開拓、県外消費者・県外業者へのPR・ブランディングを行うことにより、県外市場での定番化及び付加価値を向上させることをもって、県産豚肉の生産量を増加させ、価格を上昇させることを目的とする。

(2) 成果目標

令和2年度 イベントでまた豚肉を食べたいと回答した人が8割

令和3年度 豚肉生産量の対前年度比 4.1%増

(3) 実施期間

令和2年度～令和3年度の2年間

※当企画提案の対象は令和2年度のみ

4 委託業務内容

(1) 県産銘柄豚の県外向け販売戦略の策定

ア 県産銘柄豚（あぐ一豚、琉美豚など）について、マーケティング調査や文献調査等を行い、販売戦略を策定すること。

イ 販売戦略については、県の今後の施策立案の根拠資料となるよう、具体的に策定すること。

ウ 販売戦略については、事業の目的を勘案し、新たな販促ロゴの作成など、自由な提案を行うこと。

エ 販売戦略については、県養豚業の他県との流通面からの比較並びに県産豚及び県産銘柄豚の食肉市場でのポジション・競合相手を整理すること。

オ 販売戦略については、ブランディングのための具体的な提案を盛り込むこと。

カ 販売戦略については、流通毎の課題を整理し、具体的な解決策を提案すること。

キ ア～カについては、競合相手等外部環境を踏まえて整理すること。

(2) テストマーケティング

ア テストマーケティングは量販店、ホテル、飲食店等から選定して実施すること。

イ テストマーケティングの実施場所は、県内・県外は問わないが、県外消費者を主な対象として実施すること。

ウ 既存イベントへの出展など効果的・効率的な方法を提案すること。

(3) 消費者向けPR

ア 主に県外消費者を対象として県産銘柄豚のPRを実施すること。

イ 既存イベントへの出店・参加など効果的・効率的な方法を提案すること。

(4) 事業者向けPR

ア 事業者を対象として、県産銘柄豚の商談会、見本市への出展、その他プロモーション（シェフ向け食材セミナー）等のうち、事業目的を勘案し、必要なものを実施すること。

イ 既存イベントへの出店・参加など効果的・効率的な方法を提案すること。

ウ 事業の対象は主に県外事業者とすること。

(5) 留意事項

ア 業務の実施に当たっては発注者の指示に基づき、沖縄県他部署や他団体等の実施する関連事業に関して独自に情報収集を行い、効果的な連携を図ること。

イ 4(2)テストマーケティング、4(3)消費者向けPR、4(4)事業者向けPRの取組と併せて実施することで、事業の効率化を図ること。

ウ 企画提案に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、効果的な内容となるようにすること。

エ イベントの出店・参加に当たっては、沖縄県のガイドラインに基づく新型コロナウイルス感染症防止対策を実施すること。

5 企画提案内容に係る留意事項

(1) 当事業の成果目標を念頭に事業目的を勘案して企画提案を行うこと。

(2) 当事業は令和2・3年度の2ヶ年計画を予定している。

企画提案の際には、3(1)(2)にある成果目標と当事業の目的を勘案し、令和3年度も含めた実施スケジュールを提示すること。

なお、当企画提案で具体的に提案するのは令和2年度のみであり、令和3年度の実施スケジュールは概要のみを提示すること。

なお、令和3年度の実施スケジュールについては、当企画提案仕様書の内容にとらわれず、事業目的から逸脱しない範囲で成果目標を達成出来る方法を提示すること。

6 事業費の積算

提案に当たっては、総額20,000千円（税込）を上限として事業費を積算すること。

積算の費目は次のとおりとする。

○直接人件費（上限として契約金額の概ね2割程度とする。）

○直接経費（謝金、旅費、印刷製本費、広告料、使用料、再委託費等）

○一般管理費

○消費税

※一般管理費は（直接人件費 ＋ 直接経費 － 再委託費）の10%以内とすること。

※直接経費に消費税が含まれている場合は、消費税相当額を除いた上で計上すること。

※単価、回数、人数等の積算内訳がわかるようにすること。

7 事業報告書の提出

(1) 委託事業終了の日までに、印刷製本された事業報告書（A4）版10部を提出すること。

(2) 上記(1)に係る電子記録 1式（pdf形式で提出）

8 再委託に関する取扱い

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に再委託することはできない。また、契約金額の50%を越える業務、又は委託業務に係る統括的かつ根幹的な業務の履行を第三者に再委託することはできない。

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に再委託しようとするときは、8(5)に掲げる簡易な業務以外の業務に関しては、あらかじめ書面により沖縄県の承認を得なければならない。

(3) 再委託の相手方の制限

本事業に係る企画提案公募に参加した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者を再委託の相手とすることはできない。

(4) 再委託の範囲

本事業の委託契約の履行に当たり、受託者が第三者に委託し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

ア 受託者の庶務業務

イ 事業内容に関する情報収集及び資料作成

なお、庶務業務とは、事業の企画運営に関わらない、経理入力、文書作成及び整理とする。

(5) 簡易な委託業務

沖縄県の承認を得る事なく第三者に委託できる業務の範囲は、資料の収集・整理・複写・印刷・製本・原稿やデータの入力及び集計のような簡易な業務に限る。

9 その他の留意事項

- (1) 本仕様書に記載の内容及び事業費は企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書及び契約額とは異なる場合がある。
- (2) 企画提案が入選した場合においても、提案内容の全ての実施を保証するものではない。
- (3) 業務遂行に当たり、受託者は県と緊密な連携に取り組まなければならない。
- (4) 事業の進捗について、毎翌月10日までに県に報告すること。
- (5) 本事業は国の補助などを活用して実施するものであり、受託者は経理管理に当たっては、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、適正に執行する必要がある。
- (6) 事業完了時において実際に要しなかった経費がある場合は、相当の委託料を減額する。
- (7) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や新型コロナウイルス感染症の状況、諸事情によって変更することがある。
- (8) 本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、県と受託者の双方が協議して定める。